

## (2) 政策評価及び個別公共事業の評価について

平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(行政評価法)が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、

政策アセスメント(事前評価)

新規施策について、必要性・効率性・有効性を厳しくチェックした上で施策を企画立案

政策チェックアップ(業績測定)

国民の目から見てより分かりやすいものとなるよう、成果(アウトカム)で政策を評価

政策レビュー(プログラム評価)

国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の見直し、改善につながる総合的な分析・評価を実施

の3つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

また、個別公共事業の実施においては、新規事業採択時評価、再評価について、同基本計画に基づき実施。

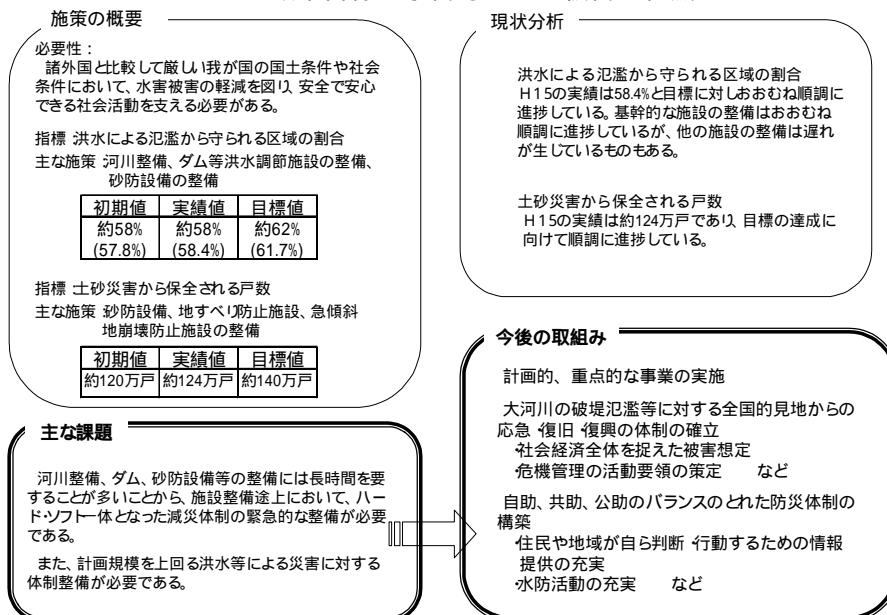
### 政策アセスメント(事前評価)の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・有効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策を企画立案。例えば必要性の観点からは、目標と現状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行い、具体的施策を提案。

### 政策チェックアップ(業績測定)の概要

毎年度末を目途に、事業実施により国民等にどのような効果がもたらされるのかをできるだけ直接的に表す業績指標(アウトカム指標)の測定を行い、指標と施策に関わる現状を分析することにより、成果の進捗状況、課題や今後の方向性等を評価し、その結果を予算等に反映。

政策目標：水害等による被害の軽減



【政策チェックアップの例】

## 政策レビュー（プログラム評価）の概要

既存施策について、国民の関心の高さ、政策課題として重要度等の観点からテーマを選定。第三者から助言等を求めながら、総合的で掘り下げた分析・評価を実施し、今後の政策の見直し、改善につなげる。

H16 政策レビュー河川局関係テーマ

- ・ 今後の物流施策の在り方（H16）
- ・ バリアフリー社会の形成（H16～H17）
- ・ 直轄工事のゼロエミッション対策（H16～H17）
- ・ プレジャーボートの利用改善（H16～H17）
- ・ 国土交通行政におけるテロ対策の総合点検（H16～H17）

## 個別公共事業の評価

平成17年度においても、引き続き河川局所管事業について新規事業採択時評価や再評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性・透明性を確保。

### 1 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

事業費を新たに予算化しようとする事業  
ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

### 2 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業  
ダム事業の実施計画調査費が予算化後5年間が経過している事業  
再評価実施後5年間が経過している事業  
社会的状況の急激な変化、技術革新等により再評価実施主体等が再評価の必要があると判断した事業

### 3 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成15年度より本格実施。

### 4 評価結果等の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業（ダム事業）については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。

（詳細については、<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/hyouka/index.html> 参照）

なお、上記1～3に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき実施。

## 5 ダム事業の評価結果等

### 新規事業採択時評価

#### 事業段階の移行に伴うもの

#### 【補助事業】

事業名 事業主体	水系名 河川名	位置	B / C
五名ダム再開発事業 香川県	湊川水系 湊川	香川県東かがわ市	1.4

### 再評価

#### 再評価実施状況

事業区分	再評価実施箇所数						再評価結果			
	5年未 着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継 続		中止	評価手 続き中
							うち継続見直し			
ダム事業	直轄・機構事業	1		4	4	9	8		1	
	補助事業等	2		10	2	14	13	1		1
	合計	3		14	6	23	21	1	1	1

注1 平成17年度概算要求に向けた再評価において、既に実施した21事業を含む。

注2 再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間（10年間）を経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

以下、中止事業の再評価結果等を記載。

その他の事業の再評価結果等の詳細は、

<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/hyouka/index.html> 参照。

#### 中止事業の再評価結果等【直轄事業】

事業名 事業主体	該当 基準	総事 業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/ C	その他の指標による評 価	局 対 応 方 針	経緯	決定理由等	本 省 方 針
			総便益 (億円)	便益の主な 根拠							
木曾川流水総合改善事業 中部地方整備局	その他	23.5	33.2	魚道の効果を代替法により算定する。 算定結果：33.2億円	25.3	1.3	・本事業は今渡ダム及び久瀬ダムに魚道を設置するものであるが、今渡ダムの魚道設置後、H14年には約74万匹(年推定値)のアユの遡上が確認されている。 ・「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」により久瀬ダム下流の魚道の改築が進み、遡上が困難な区間の解消がされ、「河川水辺の国勢調査(魚介類)」で確認された種数の総和が約1割増加している。	中止	H15.7.31 中部地方整備局事業 評価監視委員会(1回)  H16.12.14 中部地方整備局事業 評価監視委員会(3回)  H16.12.14 対応方針(案)提出	前回は再評価を実施した平成15年8月から、事業を巡る社会情勢等の変化があったため、評価を行ったところ、流況改善効果が期待できる施策の見通しがついたこと及び、事業実施にあたりできるだけ経済的なものとするべく検討を行ってきたが、全体事業費が大幅に増額となることが明らかとなり、事業費に見合う十分な投資効果の期待ができないことが明らかとなった。以上のことから、久瀬ダムに魚道を設置することについては、取りやめるとし、事業を中止する。	中止